小規模特認校制度について

臼杵市教育委員会

小規模特認校制度

小規模特認校とは、少人数での教育のよさを生かし、一人ひとりの児童・生徒に目の行き届いた教育や、地域の自然や文化に触れるなどの体験活動を通して、心身の健やかな成長を図り、生きる力や豊かな人間性を培う教育を実施することを目的として、特別に認定した学校のこと
（転入学が認められた場合には、指定された学校区に関係なく通学することが可能）

小規模特認校対象校

〇小学校：臼杵市立臼杵南小学校（臼杵大字掻懐1483番地）
↓臼杵南小学校 HP　QR コード

〇中学校：臼杵市立南中学校（臼杵市大字掻懐2227番地）
↓南中学校 HP　QR コード

入学・転学の条件

・保護者の負担と責任において通学させるものとする。
・小規模特認校の教育活動を理解し、積極的に協力するものとする。
・通学期間は、1年間以上の通年通学とし、できる限り卒業までとする。

入学・転学申請期間

・前年度の2月末日までに申請する。
※原則、年度途中の申請は受付けない。

小規模特認校申請必要書類

□小規模特認校・指定校変更願
□小規模特認校への就学の適否に関する在籍学校長の意見書
□小規模特認校への就学の適否に関する小規模特認校の学校長の意見書
□通学経路図(グーグルマップ等)
※その他教育委員会が必要と認めるものについて、提出を求めることがある。

入学・転学申請手続き(基本的な流れ)

0 (転学希望の場合)在籍校に小規模特認校への転学希望についての相談を行う。
↓
1 (入学希望の場合)学校教育課担当または小規模特認校に入学希望について相談を行う。
↓
2 学校教育課担当または小規模特認校から、制度の説明や見学についての案内を受ける。
↓
3 小規模特認校を見学(オープンスクールや学校行事等、平常の活動見学も可)する。
↓
4 (特認校への転入学を希望する場合)申請方法を確認後、保護者が小規模特認校校長(転学の場合は在籍校校長にも)に連絡し、面談日程を調整する。
↓
5 小規模特認校校長(転学の場合は在籍校校長とも)と面談し、校長意見書(転学の場合は在籍校校長意見書も)を受け取る。
↓
6 小規模特認校申請必要書類一式を学校教育課担当に提出する。
※手続きは、小規模特認校への入学を希望する児童生徒の保護者が行うものとする。
↓
7 1ヵ月以内に学校教育課から申請結果を通知する。許可の場合、入学・転学となる。

小規模特認校についての規則・要綱

・臼杵市立学校通学区域設定規則
・臼杵市立学校小規模特認校就学実施要綱

